

山口デスティネーションキャンペーン5連ポスター制作業務委託仕様書

1 業務名

山口デスティネーションキャンペーン5連ポスター制作業務

2 業務目的

令和8年10月から12月まで実施する「山口デスティネーションキャンペーン（以下、「DC」という。）」に向けて、JRの月別重点宣伝地域として山口県が令和7年10月に指定されたことから、山口県の魅力を全国に向け広く情報発信し、誘客促進を図るため、令和7年10月に全国のJR主要駅等に掲出する5連ポスターを制作する。

3 委託期間 契約日～令和7年11月28日（金）

4 業務内容

ポスター制作及び発送について

ポスターの企画、制作及び印刷に係る全ての業務（デザイン、写真撮影・収集、イラスト作成、色校等）及び、別途指示するJR各駅約700ヶ所、県内約200ヶ所（一部県外を含む）への発送

5 制作方針

（1）基本的な考え方

DCのキャッチフレーズ「万福の旅」を具現化するデザインとすること。

（2）題材・表現方法

- DCのコンセプトである、『豊かな自然、歴史文化、温泉やグルメなど、山口県ならではの多彩な観光資源の魅力に触れることで、心身ともに幸福感に満たされるような、数えきれない“福”で彩られた、「万福の旅」』がアピールできるデザインとする。
- 統一的なコンセプトで、5種類1組を掲出した際に一体的な構成となるものを原則とするが、1枚ずつ独立して掲出した場合でも、その効果を発揮できること。
- 山口県全体の取組であるため、地域バランスを考慮したデザインとすること。
- 写真・イラスト等の利用による表現方法は、特に指定しない。
- 過去に類似した事例がなく、未発表のものに限る。
- DCのロゴマーク及びJRの公式ロゴマークを掲載すること。また、問合せ先の電話番号及び詳細な内容を記載したウェブページのURLを記載すること。（参加意向を表明した者に、別途ロゴデータを提供します。）

問合せ先 一般社団法人山口県観光連盟

（山口県観光プロモーション推進室内）

TEL 083-933-3204

URL <https://yamaguchi-tourism.jp/feature/dc>

6 予算限度額

8, 000, 000円 (税込)

7 ポスターの掲出期間・場所

全国の JR6 社主要駅 (令和 7 年 10 月掲出)

本県の県内外の出先機関、県内観光施設・自治体等 (令和 7 年 10 月～)

8 規格等

- (1) サ イ ズ: B1、縦
- (2) デザインの種類: 5 種類 1 組
- (3) 用 紙 の 種 類: コート紙又はマットコート紙
- (4) 用 紙 の 厚 さ: 135k g 程度
- (5) 色 数: フルカラー

9 成果品

- (1) 掲出分ポスターの印刷物 5,000 枚 (1,000 枚×5 種類)
うち発送分 4,500 枚 (5 枚 1 組梱包 900 組)

- (2) 掲出分ポスターのデータ

以下のデータ DVD-R 等で提出すること。

- ・Illustrator データ (アウトライン化前、アウトライン化済の両方)
- ・PDF データ (WEB 公開用に容量等を最適化したもの)
- ・JPEG データ
- ・ポスター制作に使用した画像データ

9 納 期

- (1) JR 各社送付分 令和 7 年 9 月 16 日 (火) 着
- (2) 県内送付分 令和 7 年 9 月 30 日 (火) 着
- (3) 観光連盟受取分 令和 7 年 9 月 16 日 (火)

10 納入場所

別途指示する JR 各駅約 700 ヶ所及び県内約 200 ヶ所 (一部県外を含む) への発送及び、配送委託先への納品。

(必要枚数、配送先等詳細は別途指示するが、JR 各社送付分の概要は以下のとおり)

地域	配送先 (箇所)	配送量 (組数)
JR 北海道管内	1 カ所	約 30 組
JR 東日本管内	約 13 カ所	約 370 組
JR 東海管内	約 42 カ所	約 45 組
JR 西日本管内	約 6 カ所	約 150 組
JR 四国管内	1 カ所	約 35 組
JR 九州管内	約 4 カ所	約 70 組

なお、残数については、一般社団法人山口県観光連盟に納品すること。

11 梱包方法

5種類1組とし、送付箇所ごとに必要な枚数を1梱包とする。(別途指示)

12 留意事項

- (1) 一般社団法人山口県観光連盟（以下、「連盟」という。）と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) ポスターの作成に当たり、色校正を除き最低2回程度の校正を行う。
なお、企画提案コンペでの作品を基本とするが、事務局との打合せの上、部分的にデザインの変更を依頼する場合がある。
- (3) 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (4) 素材の使用に係る使用料等、本委託業務遂行に必要な全ての経費は製作費に含まれるものとする。
- (5) 成果品に関する全ての著作権及びその他一切の権利は、連盟に帰属し、成果品の二次使用に関して、連盟に何らの制限がないことを保証するものとする。
- (6) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、連盟との協議により決定するものとする。